

京都市告示第526号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（土地及び家屋）の価格等の全てを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成24年3月30日

京都市伏見区長 水口重忠

（伏見区役所区民部固定資産税課、
伏見区役所深草支所区民部課税課及び
伏見区役所醍醐支所区民部課税課）